

II. 解説

〔1. 重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定）〕

（芸能の部）

1 ^{のう}能^{かた}ワキ方 ^{ほうしょう}寶生 ^{きんや}欣哉（芸名 ^{ほうしょう}宝生 ^{きんや}欣哉）

「^{のう}能^{かた}ワキ方」は、平成6年6月27日に重要無形文化財に指定されたが、平成28年2月1日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、寶生氏をその保持者として認定するものである。



^{ほうしょう}寶生 ^{きんや}欣哉 氏
(寶生 欣哉 氏)



(演技中の寶生氏)

(1) 重要無形文化財の指定について

①名称

^{のう}能^{かた}ワキ方

②重要無形文化財の概要

能は、14世紀後半から15世紀にかけて、^{かんあみ}観阿弥、^{ぜあみ}世阿弥等によって大成された仮面を用いる^{がくげき}楽劇である。能ワキ方は、能においてワキ・ワキヅレ・ワキ後見を務める。ワキは能を進行させる上で不可欠な存在であり、シテの舞や謡を引き出す重要な役割を担っている。

ワキ方は旅僧や山伏、勅使や公家、源平の武将等様々な役柄を務めるが、基本的に全て現世に生きる壮年の男性役であり、能面を用いず必ず^{ひためん}直面での演技となる。各曲の場所や状況等を舞台上に表現し、シテの技芸を引き立たせるようにするのが、その役目となっており、ワキの技芸は舞台の密度を左右する極めて重要なものである。なお、現在、ワキ方には、^{たかやす}高安・^{ふくおう}福王・^{しもがかりほうしょう}下掛宝生の3流がある。

以上のように、能ワキ方は、芸術上特に価値が高く、我が国の芸能史上特に重要な地位を占め、かつ能の成立、構成上重要な要素をなす技法である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{ほうしょう}寶生 ^{きんや}欣哉 (芸名 ^{ほうしょう}宝生 ^{きんや}欣哉)

生年月日 昭和42年5月21日 (満56歳)

住 所 東京都練馬区

②保持者の特徴

同人は、伝統的な能ワキ方の技芸を高度に体現する能楽師として活躍し、各曲のワキの役柄を的確に演じ、常に卓越した技量を示している。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、^{ほうしょうやいち}下掛宝生流のワキ方であった祖父・宝生弥一(昭和56年重要無形文化財「能ワキ方」(各個認定)保持者)、父・^{かん}宝生閑(平成6年重要無形文化財「能ワキ方」(各個認定)保持者)に師事して能ワキ方の道に進み、平成28年には^{しもがかり}下掛宝生流十三世宗家を継承した。流儀を統率する立場となった後もたゆまぬ修練を重ね、令和4年の^{せきでらこまち}「関寺小町」、同5年の^{だんぶう}「檀風」等、引き続き重要曲を数多く務めながら充実した舞台活動を続け、現在に至っている。

息が強く明晰な謡と、自然かつ凜とした佇まいで、あらゆる能の曲趣を舞台上に展開し、かつ常にシテの演技を過不足なく支える同人の技量に対しては、周囲の能楽師からも厚い信頼が寄せられ、同人は、ワキ方として極めて重要な位置を占めている。

また同人は、自流の一門を育成するほか、国立劇場伝統芸能伝承者養成「能楽(三役)」研修講師、京都能楽養成会研修講師をも務め、長年にわたり、後継者の少ないワキ方の人材育成に尽力している。

以上のように、同人は、能ワキ方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通するとともに、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

昭和51年 「猩々乱」ワキにて初舞台
平成元年 「張良」を披く
同 4年 「道成寺」を披く
同 年 国立劇場伝統芸能伝承者養成「能楽（三役）」研修講師（同14年まで）
同 13年 平成12年度（第51回）芸術選奨文部科学大臣新人賞
同 15年 「嬢捨」を披く
同 21年 「檜垣」を披く
同 22年 第31回観世寿夫記念法政大学能楽賞
同 23年 重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者（現在に至る）
同 28年 下掛宝生流十三世宗家を継承
同 年 公益社団法人能楽協会理事（現在に至る）
同 29年 一般社団法人日本能楽会理事（令和5年まで）
令和 2年 京都能楽養成会研修講師（現在に至る）
同 4年 「関寺小町」を披く
同 5年 「檀風」を披く

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

まつもと けんぞう
松本 謙三（昭和41年4月25日指定・認定～同55年9月15日指定・認定解除）

ほうしょう やいちろう ほうしょう やいち
寶生 彌一郎（芸名 宝生 弥一）（昭和56年4月20日指定・認定～同60年3月11日指定・認定解除）

もり しげよし
森 茂好（昭和61年4月28日指定・認定～平成3年2月7日指定・認定解除）

ほうしょう かん ほうしょう かん
寶生 閑（芸名 宝生 閑）（平成6年6月27日指定・認定～同28年2月1日指定・認定解除）

2 ^{みやぞのぶししゃみせん} 宮 蘭 節 三 味 線 ^{やまだ かずよ} 山 田 和 代 (芸 名 ^{みやぞの せんか ず や} 宮 蘭 千 佳 寿 弥)

^{みやぞのぶししゃみせん}「宮蘭節三味線」は、平成10年6月8日に重要無形文化財に指定されたが、平成14年5月23日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、山田氏をその保持者として認定するものである。



^{やまだ かずよ}
(山 田 和 代 氏)



(演奏中の山田氏)

(1) 重要無形文化財の指定について

①名称

^{みやぞのぶししゃみせん}
宮 蘭 節 三 味 線

②重要無形文化財の概要

^{みやぞのぶし}宮蘭節は、浄瑠璃（語り）と三味線によって構成される日本の伝統音楽の一つで、18世紀に京で始まり、歌舞伎の伴奏音楽などとして演奏された。京大坂では、その後、徐々に行われなくなったが、江戸では、以後も演奏されて現在に至っている。宮蘭節の特色は、他の三味線音楽と比べて特にしめやかで、情緒てんめんとした節まわしにある。

宮蘭節三味線は、渋い沈んだ音色によって語りを支え、宮蘭節を構成する、繊細で優れた演奏技法であり、芸術上特に価値が高く、我が国の音楽史上特に重要な地位を占め、かつ、芸能の成立、構成上重要な要素をなす芸能の技法である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{やまだ かずよ}山田 和代 (芸名 ^{みやどの せんか ず や}宮蘭 千佳寿弥)

生年月日 昭和26年2月4日 (満72歳)

住 所 東京都文京区

②保持者の特徴

同人は、伝統的な宮蘭節三味線の演奏技法を高度に体現する演奏家として活躍し、卓越した技量を示している。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、幼少より養母・^{かすが つま}春日とよ津満に師事して小唄を学び、昭和42年には^{きよもと}清元若^{わかじゆだゆう}寿太夫、若^{えいぞう}寿太夫没後は清元榮三 (平成15年重要無形文化財「清元節三味線」(各個認定) 保持者) のもとで清元節の薫陶を受け、同48年には^{とうめい ぎん}東明流の東明吟水 (四世^{みやどのせんじゆ}宮蘭千寿・昭和47年重要無形文化財「宮蘭節三味線」(各個認定) 保持者) に師事して修業をし、それぞれに芸名を許された。このような邦楽の素養をもとに、昭和48年、^{せんじゆ や}宮蘭千寿弥に入門して宮蘭節の修業を始め、同50年に宮蘭節浄瑠璃の初舞台を務め、同51年に^{せんか ず や}宮蘭千佳寿弥の芸名を許された。浄瑠璃方として活躍した後、三味線方に転向し、平成14年に宮蘭節三味線の初舞台、同16年には「古曲を知る会」における^{ゆうぎりゆかり つきみ}「夕霧由縁の月見」で初タテを務めた。その後も研鑽を怠ることなく宮蘭節三味線の伝統的技法を高度に体現し、平成22年、重要無形文化財「宮蘭節」(総合認定) 保持者に認定された。

同人の柔らかく深い音色、的確な技法は、宮蘭節の語りとともに曲の世界を構築し、かつ語りを支えるものとして定評があり、^{せんろく}宮蘭千碌 (平成19年重要無形文化財「宮蘭節浄瑠璃」(各個認定) 保持者) の三味線を多く務め、充実した演奏成果を世に示している。また、同人は重要無形文化財「宮蘭節」の保持者によって構成される宮蘭節保存会の一員として後継者の養成にも尽力し、斯界への貢献も大きい。

以上のように、同人は、宮蘭節三味線の技法を正しく体得し、かつ、これに精通していると同時に、高度に体現している。

④保持者の略歴

- 幼少より養母・春日とよ津満かすが つまに師事し小唄を学ぶ
昭和42年 清元若寿太夫きよもとわかじゆだゆうに師事して清元節を学ぶ
同 44年 春日とよ津満子つまこの名を許される（後に、とよ津多つたと改名）
同 47年 清元榮三えいぞうに師事して清元節を学ぶ
同 48年 東明吟水とうめいぎんすい（四世宮蘭千寿みやそのせんじゆ）に師事し東明流を学ぶ
同 年 宮蘭千寿弥せんじゆやに師事し宮蘭節を学ぶ
同 50年 東明伶舟れいしゆうの名を許される
同 年 宮蘭節浄瑠璃の初舞台
同 51年 宮蘭千佳寿弥せんかすやの名を許される
同 52年 荻江つまおぎえ（四世宮蘭千寿）に師事し荻江節を学ぶ
同 56年 荻江津弥つやの名を許される
平成14年 宮蘭節三味線の初舞台
同 16年 「古曲を知る会」での「夕霧由縁ゆうぎりゆかりの月見つきみ」で初タテを務める
同 19年 宇治はるうじに師事し一中節を学ぶ
同 年 宇治つやの名を許される
同 22年 重要無形文化財「宮蘭節」（総合認定）保持者（現在に至る）
同 23年 二世春日とよ津満を襲名
同 年 平成22年度財団法人清栄会奨励賞
同 30年 東京文化財研究所による第1回宮蘭節の実演記録事業にタテ三味線で参加
（以後、令和元年 第2回事業にタテ三味線で参加）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

みずの 水野 ハツ（芸名 四世 宮蘭 千寿みやその せんじゆ）（昭和47年4月17日指定・認定～同60年9月2日指定・認定解除）

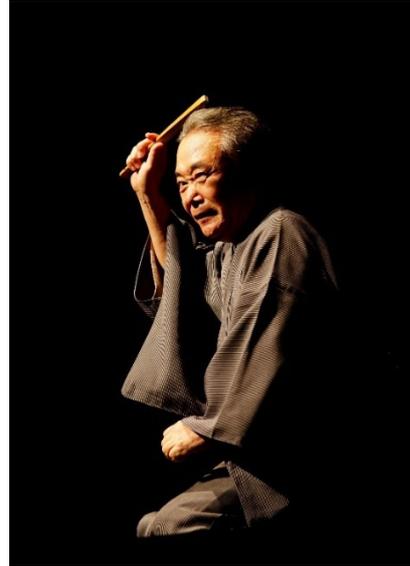
ふじい 藤井 文子（芸名 宮蘭 千波みやその せんなみ）（平成10年6月8日指定・認定～同14年5月23日指定・認定解除）

3 古典落語 若林 恒夫 (芸名 五街道 雲助)

「古典落語」は、平成7年5月31日に重要無形文化財に指定されたが、令和3年10月7日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、若林氏をその保持者として認定するものである。



わかばやし つねお
(若林 恒夫 氏)



(口演中の若林氏)

(1) 重要無形文化財の指定について

①名称

古典落語

②重要無形文化財の概要

古典落語は、京の露の五郎兵衛、大坂の米沢彦八、江戸の鹿野武左衛門ら17世紀末に三都で活躍した職業的噺家達に始まり、18世紀末から19世紀初頭にかけて上方・江戸双方で寄席興行が定着するなかで、相互に影響を与えながら東西それぞれ独自の発展を遂げ、幕末から明治にかけてほぼ現在のよう形に大成したといわれる。

江戸の落語は、江戸っ子の気質を反映して、派手な演出を排し、手拭い・扇子のみで様々な表現を行う「素噺」の淡泊な味わいを特徴とし、一方、上方の落語は、江戸の落語に比べ全体として派手で賑やかな演目が多く、下座の囃子を噺の中に取り込む「ハメモノ」の演出や、見台を賑やかに叩いて演じる「入れ込み噺」など、大阪弁の味わいととも独自の特徴を有する。

このように東西それぞれに特徴をもつ古典落語は、磨かれた話術で一人の^{はなしか}噺家が様々な人物を描きわけ独自の笑いの世界を構築するもので、高度な芸術的表現力を要するものであり、また我が国の代表的な芸能の一つとして、芸能史上特に重要な地位を占める技法である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏名 ^{わかばやし}若林 ^{つねお}恒夫 (芸名 ^{ごかいどう}五街道 ^{くもすけ}雲助)

生年月日 昭和23年3月2日 (満75歳)

住所 東京都墨田区

②保持者の特徴

同人は、江戸の古典落語を高度に体現し、長年の研鑽に基づく卓越した技量を数多くの高座で示すとともに、斯界の第一人者として後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和23年に東京都墨田区に生まれ、幼少より母親と寄席に通い、演芸に親しみ育った。明治大学在学中に所属した落語研究会で落語の面白さに目覚め、昭和43年、大学2年の時に十代目^{きんげんていばしろう}金原亭馬生に入門し、^{こましち}金原亭駒七の名で前座修業を始めた。その後師匠の指導のもと話芸の研鑽に努め、昭和47年に二つ目に昇進、^{ごかいどうくもすけ}五街道雲助と改名してさらに精進を重ね、同56年に真打に昇進した。師匠亡き後は、口演速記本等から^{さんゆうていえんちよう}三遊亭圓朝の大作を復活させるなど、独自の芸を創り上げ、東京の落語界を牽引する本格派の演者の一人として現在に至っている。

渋く低い美声で江戸弁を操り、巧みに登場人物を描きわけ、喜怒哀楽といった情を語る同人の芸は高い評価を受けている。持ちネタが豊富で広い芸域を持つが、中でも、長編の人情噺や圓朝作品に力量を発揮し、また同人が培った踊りや芝居の素養をもとに演じられる「^{かみゆいしんざ}髪結新三」等、芝居仕立ての上演にも定評がある。このような同人の芸に対しては、文化庁芸術祭優秀賞、芸術選奨文部科学大臣賞、紫綬褒章が贈られている。

また自身の高座活動とともに後継者の養成にも尽力し、斯界で活躍する弟子を輩出して、斯界の活性化に寄与している。同人が手がけた復活演目の口演は弟子に引き継がれ、古典落語の継承・発展にも貢献している。

以上のように、同人は、古典落語を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、高度に体現している。

④保持者の略歴

昭和43年 十代目^{きんげんていばしょう}金原亭馬生に入門、前座名^{こましち}金原亭駒七を名乗る
同 47年 二つ目に昇進し、^{ごかいどうくもすけ}五街道雲助に改名
同 56年 真打に昇進
平成22年 平成21年度（第64回）文化庁芸術祭優秀賞
同 23年 「雲助月極十番」を全10回の企画として開始（同24年まで）
同 25年 「らくご街道 雲助五拾三次」を開始（同30年まで）
同 26年 平成25年度（第64回）芸術選奨文部科学大臣賞
同 28年 紫綬褒章

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

^{こばやし}小林 ^{もりお}盛夫（芸名 ^{やなぎや}柳家 ^こ小さん）（平成7年5月31日指定・認定～同14年5月16日認定解除）
^{なかがわ}中川 ^{きよし}清（芸名 ^{かつら}桂 ^{べいちよう}米朝）（平成8年5月10日認定～同27年3月19日認定解除）
^{こおりやま}郡山 ^{たけぞう}剛藏（芸名 ^{やなぎや}柳家 ^{こさんじ}小三治）（平成26年10月23日認定～令和3年10月7日指定・認定解除）

(工芸技術の部)

1 ^{しゅり おりもの} 首里の織物 ^{しゅくみね きょうこ} 祝嶺 恭子

「^{しゅり おりもの}首里の織物」は、平成10年6月8日に重要無形文化財に指定されたが、令和4年3月7日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、^{しゅくみね}祝嶺氏をその保持者として認定するものである。



^{しゅくみね きょうこ} (祝嶺 恭子 氏)



(制作中の祝嶺氏)

(1) 重要無形文化財の指定について

①名称

^{しゅり おりもの} 首里の織物

②重要無形文化財の概要

^{しゅり おりもの}首里の織物は、約500年にわたる琉球王国時代に生まれ伝えられてきた伝統的な染織技法である。中国や東南アジア諸国から影響を受けながらも、首里を中心とする地域で独自の発展を遂げた。首里の織物は、高度な技術による優れた意匠を特徴とし、王族・士族用の衣服として着用され、主に士族の女性たちによって織られ、誇りをもって受け継がれてきた。

首里の織物は、^{ひらおり}平織と^{もんおり}平織を基に展開させた^{はなうい}紋織とに大別することができる。平織には、^{むらどうちり}諸取切や^{ていじま}手縞等があり、紋織には、^{はなうい}花織や^{ろおり}花織に^{はなうい}紹織を組み合わせた^{はなうい}花倉織、^{どうとんうい}道屯織(両緞織)に加えて^{ていばなおり}手花織(縫取織)による^{はなうい}花織手巾等が含まれる。また、^{ばしょう}芭蕉を生引きする^{にーがしーばきー}煮認芭蕉布等、多様な技法が伝えられてきた。素材は絹が中心で、ほかに^{ちよま}苧麻や^{りゅうきゅうあい}芭蕉等が使われる。染色には、琉球藍や沖縄産及び交易品の

天然染料等が用いられ、^{かすり} 紺^{ていゆい} は手結を中心とした^{てくく} 手括りで、製織は^{しばた} 地機^な 及び^び 投げ^{たかばた} 杼^{ており} による高機の手織によって行われる。

首里の織物は、一つの地域に伝承される染織技法としては、その多様性と洗練度において他に類例を見ない特徴を持つものである。

以上のように、首里の織物は、歴史上、芸術上価値が高く、かつ、地方的特色を顕著に示す代表的な染織技法である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{しゆくみね} 祝嶺 ^{きょうこ} 恭子

生年月日 昭和12年2月26日（満86歳）

住 所 沖縄県那覇市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な首里の織物の制作技法を高度に体得した染織作家として活躍し、卓越した技量を示している。加えて、沖縄の伝統的な染織品の調査も精力的に行い、その成果を自身の創作へと発展的に展開させている。また、同人は、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、沖縄県那覇市に生まれ、高等学校を卒業後上京し、女子美術大学短期大学部図工科（現 造形学科）に進学した。昭和34年に同校を卒業後、同大学芸術学部美術学科工芸科（現 デザイン・工芸学科工芸専攻）に編入、染織作家・^{やなぎよし} 柳悦^{たか} 孝の指導の下、幅広い染織技法を学んだ。昭和37年に郷里に戻ると、琉球政府立首里高等学校（現 沖縄県立首里高等学校）染織科に勤務する傍ら、首里の織物をはじめ、沖縄の伝統的な織物の研究と技術の習得に努め、首里の織物の技法を幅広く修得した。

同人は、国内外に残された沖縄の伝統的な染織品の調査・研究も精力的に行っている。平成4年には、文部省在外研究員として、ベルリン国立民族学博物館所蔵の琉球の染織品の仔細な調査を行った。帰国後、調査結果を基に、衣裳の復元製作を行い、さらに自らの創作へ色彩や意匠を発展的に展開させるなど、首里の織物の技法・表現の研究を重ね、技の錬磨に努めて、伝統的な首里の織物の技法を高度に体得した。

同人の作品の特徴は、過去の染織品の調査・研究によって得られた確かな技術を基に、鮮やかな色彩を組み合わせることで現代的な趣を生み出すところにあり、昭和52年、第1回全国伝統的工芸品展（現 全国伝統的工芸品公募展）において内閣総理大臣賞を受賞するなど、高い評価を受けている。

また、同人は、昭和61年の沖縄県立芸術大学開学とともに美術工芸学部デザイン工芸学科助教授に就任した。平成3年には沖縄県指定無形文化財「本場首里の織物」の保持者に認定された。沖縄県立芸術大学を退官後は、平成15年に祝嶺染織研究所を開設するなど、伝統的な首里の織物の技法の伝承の中心となって、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、首里の織物の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

- 昭和34年 女子美術大学短期大学部図工科（現 造形学科）卒業
- 同 37年 女子美術大学芸術学部美術学科工芸科（現 デザイン・工芸学科工芸専攻）卒業
- 同 年 琉球政府立首里高等学校（現 沖縄県立首里高等学校）染織科教諭（同46年まで）
- 同 52年 第1回全国伝統的工芸品展（現 全国伝統的工芸品公募展）内閣総理大臣賞 作品「手縞着尺」^{ていしまじやく}
- 同 年 沖展会員（現在に至る）
- 同 55年 国画会会員（現在に至る）
- 同 61年 沖縄県立芸術大学美術工芸学部デザイン工芸学科助教授（平成2年まで）
- 同 62年 第21回沖縄タイムス芸術選賞芸術大賞
- 平成 2年 沖縄県立芸術大学美術工芸学部デザイン工芸学科教授（同14年まで）
- 同 3年 沖縄県指定無形文化財「本場首里の織物」保持者（現在に至る）
- 同 4年 文部省在外研究員としてドイツへ派遣（同5年まで）
- 同 15年 祝嶺染織研究所開設（現在に至る）
- 同 16年 第24回伝統文化ポラ賞優秀賞
- 同 18年 沖縄県立芸術大学名誉教授（現在に至る）
- 同 27年 平成27年度沖縄県功労者表彰

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

宮平 ^{みやひら} 初子 ^{はつこ}（平成10年6月8日指定・認定～令和4年3月7日指定・認定解除）

2 ながいたちゅうがた 長板中形 まつばら 松原 のぶ お 伸生

ながいたちゅうがた「長板中形」は、昭和30年2月15日に重要無形文化財に指定されたが、昭和63年11月15日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、まつばら松原氏をその保持者として認定するものである。



まつばら のぶ お
(松原 伸生 氏)



(制作中の松原氏)

(1) 重要無形文化財の指定について

①名称

ながいたちゅうがた
長板中形

②重要無形文化財の概要

ながいたちゅうがた かたぞめ長板中形は型染の一種で、型紙を用いた伝統的な染色技法である。長さ約三間半さんげんはんの縦の張り板に生地を張り、模様が彫られた型紙を送り繫いで、篋へらを用いて防染糊ぼうせんりのりを生地に置いていく。糊を乾かした後、更に裏面からも同様に、表面の模様に合わせて型付かたつけをし、これを本藍ほんあいの染め液に浸して染め上げる。

ちゅうがた中形とは、文様こもんが小紋より大きく大紋だいもんより小さいことに由来する。中形の型紙は絵画的な図柄に適し、多くは浴衣染ゆかたぞめに用いられたことから、江戸時代中期以降、中形ちゅうがた染は木綿の普及とともに浴衣染の技法として定着したと考えられている。型紙の文様に合わせて、防染糊の加減や篋の動かし方を工夫することで、染め残された生地の白と藍との対比によって、簡素な美しさや清涼感を生み出すところに、高い芸術的感覚と優れた技術が要求される。

以上のように、長板中形は、芸術上価値が高く、また工芸史上重要な地位を占める技法である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{まつばら}松原 ^{のぶお}伸生

生年月日 昭和40年6月14日（満58歳）

住 所 千葉県君津市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な長板中形の技法を高度に体得し、卓越した技量を持つ染色作家として活躍している。同人は、長板中形の多様な染色工程を一貫して一人で行い、また、各工程において丁寧な作業を重ねることで、生地や型紙の選択を自在とし、型紙の良さを生かした独自の長板中形の世界を構築した。また、同人は、後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、東京都江戸川区に染色作家・^{まつばらとしお}松原利男の長男として生まれた。昭和59年、東京都立工芸高等学校デザイン科を卒業後、一家が工房を千葉県君津市へと移すと、同人も父に師事しながら、伝統的な長板中形の染色技法を修得した。

長板中形は、^{へら}篋で型紙を通して防染糊を生地に^{かたつけ}置く型付と、^{ほんあい}本藍での染色との分業により発展してきたが、同人の祖父・^{まつばらさだきち}松原定吉（昭和30年重要無形文化財「長板中形」（各個認定）保持者）は両者を統合して一貫した制作として取り組み、父・利男、そして同人もその志を受け継いだ。同人は、作業時の天候や文様に合わせた^{のり}糊作り、文様のずれなく型紙を送る型付に加え、染色前に^{ごじる}豆汁を生地に^{はけ}刷毛で引く^{じい}地入れ（^{ごい}呉入れ）や、^{あいだ}藍建てからさらに^{あいぞめ}藍染に至るまで、多様な染色工程を一人で行い、技の錬磨と向上に努め、伝統的な長板中形の技法を高度に体得した。

同人の作品では、木綿だけでなく、麻や絹も素材として用いている。また、伝統的な長板中形の技法を土台に、^{こもんぞめ}小紋染にも通じる精緻な図柄を取り入れるところを特徴とする。そのため、染色前の生地^{したごしら}の下^す拵えや、本藍の染め液に入れる時間や回数^{のり}の調整など、丁寧な作業を重ねることで、生地の特性を生かした型紙の選択が可能となり、型紙の良さを忠実に表現しつつ、本藍の深淵な色彩が冴える清新な作風を確立し、同人独自の長板中形の世界を構築した。

同人は日本伝統工芸展を中心に作品を発表しており、平成26年の第61回展において高松宮記念賞（優秀賞）を、令和2年、第67回展では日本工芸会保持者賞（優秀賞）を受賞している。さらに、平成30年に第38回伝統文化ポラ賞優秀

賞を受賞するなど、多方面から高い評価を得ており、令和3年には紫綬褒章を受章した。

また、同人は平成26年から公益社団法人日本工芸会の監事を、令和2年以降は理事を務めるなど同会の要職に就き、また、同年、第67回日本伝統工芸展において鑑査委員を務めるなど、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のような活動が評価され、同人は、平成29年に千葉県指定無形文化財「長板中形」保持者として認定を受け、現在も自らの工房で後進育成を行ったり、型染や長板中形を主題とする展示や調査に協力したりするなど、その活動は多岐にわたっている。

以上のように、同人は、長板中形の制作技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

昭和59年 東京都立工芸高等学校デザイン科卒業
同 年 父・松原利男まつばらとしおに師事（平成17年まで）
同 62年 第34回日本伝統工芸展初入選
平成 3年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
同 17年 父の跡を継ぎ、「藍形染まつばらあいかたぞめ」を主宰（現在に至る）
同 21年 第56回日本伝統工芸展日本工芸会新人賞 作品「長板中形着尺ながいたちゅうがたきじゃく「斜め菊花文なな きっかもん」
同 26年 公益社団法人日本工芸会監事（令和2年まで）
同 年 第61回日本伝統工芸展高松宮記念賞（優秀賞） 作品「長板中形着尺ながいたちゅうがたきじゃく「漣文さざなみもん」
同 29年 千葉県指定無形文化財「長板中形」保持者（現在に至る）
同 30年 第38回伝統文化ポラ賞優秀賞
令和 2年 公益社団法人日本工芸会理事（現在に至る）
同 年 第67回日本伝統工芸展鑑査委員
同 年 第67回日本伝統工芸展日本工芸会保持者賞（優秀賞） 作品「長板中形麻地着尺ながいたちゅうがたあさじまじやく「蒲縞萩文がしまはぎもん」
同 3年 紫綬褒章

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

松原 定吉まつばら さだきち（昭和30年2月15日指定・認定～同30年12月30日認定解除）

清水 幸太郎しみず こうたろう（昭和30年2月15日指定・認定～同63年11月15日指定・認定解除）

〔 2. 重要無形文化財の保持者の追加認定（各個認定） 〕

（芸能の部）

1 ^{のう}能^{かた}シテ方 ^{こんごう}金剛 ^{ひさのり}永謹

「^{のう}能^{かた}シテ方」は、昭和30年2月15日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として友枝昭世氏、梅若善政（芸名 ^{うめわかろうせつ}梅若桜雪）氏、大槻文藏氏、大坪近司（芸名 ^{おおつぼきみ}大坪喜美雄）氏が認定されている。現保持者に加えて、^{こんごう}金剛氏を保持者として「追加認定」するものである。



^{こんごう}金剛 ^{ひさのり}永謹 氏



（演技中の金剛氏）

（1）重要無形文化財「能シテ方」について

能は、14世紀後半から15世紀にかけて、^{かんあみ}観阿弥、^{ぜあみ}世阿弥等によって大成された仮面を用いる^{がくげき}楽劇である。

能シテ方は、ワキ方、囃子方、狂言方とともに能を成立させる技法で、シテ、ツレ等の曲中の人物を演じるほか、^{じうたい}地謡、^{こうけん}後見なども担当する。能はシテ方による^{うたい}謡や舞を中心に構成された芸能であり、能シテ方は能を成立させるために不可欠な技法であるとともに、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 こんごう ひさのり 金剛 永謹

生年月日 昭和26年6月24日（満72歳）

住 所 京都府京都市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的なシテ方金剛流の技法を高度に体現し、現在の能楽界を代表するシテ方の一人として重要な位置を占めている。また長年にわたり、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、幼少より父である金剛流二十五世宗家こんごういわお金剛 巖に師事し、昭和31年に初舞台を踏み、以後重要曲を披きつつ芸歴を重ね、平成10年には二十六世宗家を継承した。

シテ方五流の中でも特に舞の型が多く、優美かつ華やかな芸風に特色を有する金剛流の伝統的技法を高度に体現し、かつ響きの深みや豊かさを湛えた謡を特徴とする同人の舞台は、豪快で躍動感のあるきりのう切能のみならず、ひためんもの かずらもの直面物、鬘物、老女物などあらゆる曲柄において、常に優美さと品格の高さを保持している。また同人は「雪」うちともうで「内外詣」等同流のみに伝わる曲のほか、「すすき薄」等の復曲、「おもかげ面影」等の新作能の上演にも積極的に携わり、成果を上げつつ意欲的な舞台活動を継続している。

また同人は、平成15年に流儀の本拠である金剛能楽堂を約140年ぶりに移転開館させるなど、流儀の伝承基盤の整備にも尽力してきた。斯界の要職をも歴任し、とりわけ令和3年からは一般社団法人日本能楽会会長の任にあって、能楽界全体を見通す広い視野に立って、後進育成や斯界の振興にも責務を果たしている。

以上のように、同人は、能シテ方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

昭和31年 仕舞「しょうじょう猩々」にて初舞台

同 33年 「猩々」で初シテ

同 41年 「おきな ひら翁」を披く

同 47年 「どうじょうじ道成寺」を披く

平成 3年 重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者（現在に至る）

- 同 10年 金剛流二十六世宗家を継承
- 同 年 財団法人金剛能楽堂財団（現 公益財団法人金剛能楽堂財団）理事長（現在に至る）
- 同 13年 「檜垣^{ひがき}」を披く
- 同 15年 金剛能楽堂を四条室町より一条下る龍前町へ移転、開館
- 同 24年 京都市立芸術大学客員教授（現在に至る）
- 同 26年 「姨捨^{おばすて}」を披く
- 同 29年 平成28年度（第67回）芸術選奨文部科学大臣賞
- 同 30年 紫綬褒章
- 令和 元年 一般社団法人金剛能楽会代表理事（現在に至る）
- 同 3年 一般社団法人日本能楽会会長（現在に至る）
- 同 5年 令和4年度恩賜賞・日本芸術院賞

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

- 十四世 喜多^{きた} 六平太^{ろっぺいた}（昭和30年2月15日指定・認定～同46年1月11日認定解除）
- 近藤^{こんどう} 乾三^{けんぞう}（昭和41年4月25日認定～同63年10月1日認定解除）
- 桜間^{さくらま} 道雄^{みちお}（昭和45年4月25日認定～同58年5月27日認定解除）
- 後藤^{ごとう} 得三^{とくぞう}（昭和45年4月25日認定～平成3年7月22日認定解除）
- 豊島^{てしま} 彌平^{やへい}（芸名 豊嶋^{てしま} 彌左衛門^{やざえもん}）（昭和52年4月25日認定～同53年1月3日認定解除）
- 高橋^{たかはし} 進^{すすむ}（昭和53年4月26日認定～同59年10月19日認定解除）
- 松本^{まつもと} 惠雄^{しげお}（平成3年4月19日認定～同15年2月5日認定解除）
- 観世^{かんぜ} 静夫^{しずお}（芸名 観世^{かんぜ} 鍍之丞^{てつのじょう}）（平成7年5月31日認定～同12年7月3日認定解除）
- 栗谷^{あわや} 菊生^{きくお}（平成8年5月10日認定～同18年10月11日認定解除）
- 片山^{かたやま} 博太郎^{ひろたろう}（芸名 片山^{かたやま} 幽雪^{ゆうせつ}）（平成13年7月12日認定～同27年1月13日認定解除）
- 三川^{みかわ} 泉^{いずみ}（平成15年7月10日認定～同28年2月13日認定解除）
- 野村^{のむら} 四郎^{しろう}（芸名 野村^{のむら} 幻雪^{げんせつ}）（平成28年9月30日認定～令和3年8月21日認定解除）

(現保持者)

- 友枝^{ともえだ} 昭世^{あきよ}（平成20年9月11日認定）
- 梅若^{うめわか} 善政^{よしまさ}（芸名 梅若^{うめわか} 桜雪^{ろうせつ}）（平成26年10月23日認定）
- 大槻^{おおつき} 文藏^{ぶんぞう}（平成28年9月30日認定）
- 大坪^{おおつぼ} 近司^{きんじ}（芸名 大坪^{おおつぼ} 喜美雄^{きみお}）（令和4年10月31日認定）

2 きょうげん しげやま しんご (芸名 しげやま しめ 七五三)

「狂言」は、昭和42年4月10日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として野村太良（芸名 野村萬）氏、野村二郎（芸名 野村万作）氏、山本東次郎氏が認定されている。現保持者に加えて、茂山氏を保持者として「追加認定」するものである。



しげやま しんご (茂山 眞吾 氏)



(演技中の茂山氏 撮影：桂秀也)

(1) 重要無形文化財「狂言」について

狂言は、平安時代猿楽の直系の芸能で、日本の生んだ最古の喜劇である。14世紀から、能と狂言とはそれぞれの専門に分かれながら、しかも同じ舞台上で交互に上演されるのを常として、互いに影響を与えあって発展を遂げ、狂言は独自の格調のある明朗洒脱な科白劇として大成した。また歌舞伎、人形浄瑠璃その他の近世芸能に多大な影響を与えており、狂言は芸術上特に価値が高く、歴史上特に重要な地位を占める芸能である。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏名 しげやま しんご (芸名 しげやま しめ 七五三)

生年月日 昭和22年8月30日 (満75歳)

住所 京都府京都市

②保持者の特徴

同人は、大蔵流^{おおくらりゅう}茂山家の狂言の技法を高度に体現し、かつ独自の芸風を確立している。現在の能楽界を代表する狂言方の一人として重要な位置を占めており、後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、狂言方大蔵流^{しげやまぜんさく}四世茂山千作（平成元年重要無形文化財「狂言」（各個認定）保持者）の次男として京都に生まれた。幼少より祖父・三世茂山千作（昭和51年重要無形文化財「狂言」（各個認定）保持者）及び父に師事した同人は、その薫陶を受け長年研鑽を積み、重要曲を経験しつつ着実に芸歴を重ねた。同人は大蔵流のなかでも、明朗で写実的な味わいを特徴とする京都の茂山家の芸を高度に体現しつつ、堅実味と軽妙さをも併せ持つ独自の芸風を確立するに至っている。また能の間^{あいきょうげん}狂言にも力量を示すほか、古稀以降「枕物狂^{まくらものぐるい}」や「庵梅^{いおりのうめ}」といった三老曲と呼ばれる難曲でも成果を上げている。

なお同人は、現在、若手の多い茂山千五郎家を統率する立場にあつて、後進育成に尽力するほか、長年にわたり国内外の伝承者養成も継続している。さらには斯界団体の要職をも務め、ひろく能楽の伝承・振興にも力を注いでいる。

以上のように、同人は、狂言の技法を正しく体得し、かつ、これに精通するとともに、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

- 昭和26年 「業平餅^{なりひらもち}」の子方^{こかた}で初舞台
- 同 40年 「三番三^{さんばそう}」を披く^{ひら}
- 同 44年 「釣狐^{つりぎつね}」を披く
- 同 53年 「花子^{はなご}」を披く
- 平成 2年 「狸腹鼓^{たぬきのはらつづみ}」を披く
- 同 3年 重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者（現在に至る）
- 同 7年 二世茂山^{しげやま}七五三^{しめ}を襲名
- 同 13年 チェコ人による狂言劇団「なごみ狂言会チェコ」指導（現在に至る）
- 同 15年 京都能楽会理事長（同25年まで）
- 同 19年 京都府文化賞功労賞
- 同 21年 名張市市政功労者特別表彰者
- 同 23年 京都市文化功労者表彰
- 同 27年 京都市芸術文化協会賞

令和 元年 一般社団法人日本能楽会理事（現在に至る）
 同 年 「枕物狂」を披く
 同 2年 令和元年度（第70回）芸術選奨文部科学大臣賞
 同 5年 「庵梅」を披く

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

しげやま きゆうじ ぜんちく やごろう
 茂山 久治（芸名 善竹 彌五郎）（昭和39年4月21日指定・認定～同40年12月17日指定・認定解除）
 のむら まんぞう のむら まんぞう
 野村 万造（芸名 六世 野村 万蔵）（昭和42年4月10日指定・認定～同53年5月6日認定解除）
 しげやま まさかず しげやま せんさく
 茂山 真一（芸名 三世 茂山 千作）（昭和51年4月30日認定～同61年7月19日認定解除）
 みやけ とうくろう みやけ しょういち
 三宅 藤九郎（芸名 七世 三宅 庄市）（昭和54年4月21日認定～平成2年12月19日認定解除）
 しげやま し め しげやま せんさく
 茂山 七五三（芸名 四世 茂山 千作）（平成元年5月6日認定～同25年5月23日認定解除）

（現保持者）

のむら たろう のむら まん
 野村 太良（芸名 野村 萬）（平成9年6月6日認定）
 のむら じろう のむら まんさく
 野村 二郎（芸名 野村 万作）（平成19年9月6日認定）
 やまもと とうじろう
 山本 東次郎（平成24年10月4日認定）

3 人形浄瑠璃文楽人形 大西 彰 (芸名 吉田 玉男)

「人形浄瑠璃文楽人形」は、昭和52年4月25日に重要無形文化財に指定され、
現在、保持者として平尾勝義 (芸名 吉田 簗助) 氏、荻野恒利 (芸名 吉田 和生) 氏、
宮永豊実 (芸名 桐竹 勘十郎) 氏が認定されている。現保持者に加えて、大西氏を保持者として「追加認定」するものである。



大西 彰 氏



(演技中の大西氏 撮影：滝澤めぐみ)

(1) 重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽人形」について

人形浄瑠璃文楽は、三業 (太夫・三味線・人形) で構成される舞台芸術で、18世紀中頃に大成した。物語を語る太夫、各場面の情景等を表現する三味線、太夫と三味線の義太夫節にのせて演技する人形によって展開する。人形浄瑠璃文楽の人形は、一つの人形を主遣い、左遣い、足遣いの三人で遣うという世界の人形芝居にその比を見ない繊細巧緻なもので、高度の芸術的価値を持つとともに、その演技演出の様式等、我が国演劇史上に遺した足跡は大きく、芸能史的にも重要な地位を占めている。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏名 大西 彰 (芸名 吉田 玉男)

生年月日 昭和28年10月6日 (満69歳)

住所 大阪府八尾市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な人形浄瑠璃文楽人形の技法を高度に体現し、とりわけ時代物の立役に力量を発揮しており、斯界を代表する一人として活躍し、重要な位置を占めている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、中学生の頃に大阪の朝日座で人形の足遣いを経験したことを機に人形遣いを志し、昭和43年、初世吉田玉男（同52年重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽人形」（各個認定）保持者）に入門し吉田玉女を名乗り、同44年に初舞台を踏んだ。以後も研鑽に励み、昭和62年には重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」（総合認定）保持者の認定を受け、平成27年には二代目吉田玉男を襲名した。

同人は、師の薫陶を受けて修練に努め、立役人形遣いとして一筋に歩み、「心中宵庚申」の半兵衛等、世話物の立役にも優れた成果を示しつつ、とりわけ「菅原伝授手習鑑」の松王丸や菅丞相、「一谷嫩軍記」の熊谷次郎直実といった時代物の立役に力量を発揮している。豪胆でありながら品格ある芸風で、主要な役柄を的確に演じており、今日の人形浄瑠璃文楽の上演のために欠かせない存在となっている。

これら同人の舞台に対しては、平成26年に日本芸術院賞、令和2年に紫綬褒章、同5年に松尾芸能賞優秀賞等が授与されている。

また、同人は、国立劇場伝統芸能伝承者養成「文楽」研修の講師を務め後進の指導・育成に尽力し、さらに、左遣いや足遣いなどの配役を決める「小割委員」を務めるなど、斯界において重要な位置を占めている。

以上のように、同人は、人形浄瑠璃文楽人形の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

- | | |
|-------|--|
| 昭和43年 | 初世吉田玉男に入門、吉田玉女を名乗る |
| 同 44年 | 「菅原伝授手習鑑・寺子屋の段」の菅秀才で初舞台 |
| 同 62年 | 重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」（総合認定）保持者（現在に至る） |
| 平成14年 | 国立劇場伝統芸能伝承者養成「文楽」研修講師（現在に至る） |
| 同 17年 | 平成16年度（第24回）国立劇場文楽賞文楽優秀賞（以後、同20年、23年、令和2年受賞） |
| 同 年 | 小割委員を務める（現在に至る） |
| 同 24年 | 第32回伝統文化ポークラ賞優秀賞 |

同 25年 平成24年度(第32回)国立劇場文楽賞文楽大賞(以後、同28年受賞)
 同 26年 第70回日本芸術院賞
 同 27年 二世吉田玉男を襲名
 同 28年 平成27年度大阪文化祭賞優秀賞
 令和 2年 令和元年度大阪文化祭賞
 同 年 紫綬褒章
 同 5年 第44回松尾芸能賞優秀賞

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

いそがわ ききち
磯川 佐吉(芸名 二世 桐竹 紋十郎)(昭和40年4月20日指定・認定~同45年8月21日指定・認定解除)

うえだ すえいち
上田 末一(芸名 吉田 玉男)(昭和52年4月25日指定・認定~平成18年9月24日認定解除)

みやなが ゆたか
宮永 豊(芸名 二世 桐竹 勘十郎)(昭和57年4月20日認定~同61年8月14日認定解除)

つかもと かずお
塚本 和男(芸名 吉田 文雀)(平成6年6月27日認定~同28年8月20日認定解除)

(現保持者)

ひら お かつよし
平尾 勝義(芸名 吉田 簗助)(平成6年6月27日認定)

おぎの つねとし
荻野 恒利(芸名 吉田 和生)(平成29年10月2日認定)

みやなが とよみ
宮永 豊実(芸名 桐竹 勘十郎)(令和3年10月28日認定)

4 ^{かぶきわきやく}歌舞伎脇役 ^{おがわ しんいち}小川 進一（芸名 ^{なかむら かるく}中村 歌六）

「^{かぶきわきやく}歌舞伎脇役」は、平成9年6月6日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として^{こうのひとし}河野均（芸名 ^{なかむらとうぞう}中村東蔵）氏が認定されている。現保持者に加えて、小川氏を保持者として「追加認定」するものである。



^{おがわ しんいち}（小川 進一 氏）



（演技中の小川氏 撮影：福田尚武）

（1）重要無形文化財^{かぶきわきやく}「歌舞伎脇役」について

歌舞伎脇役は、歌舞伎を成立させる上で欠くことのできない演技の一つで、今日では一般に、主役を演じる立役や女方以外を指す呼称となっている。概して主役を補佐する立場であるが、作品の展開にとって重要な役割を果たしている場合も多く、その演技には老若男女様々な役柄が含まれる。歌舞伎脇役は芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占め、歌舞伎を構成する上で極めて重要な技法である。

（2）保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{おがわ しんいち}小川 進一（芸名 ^{なかむら かるく}中村 歌六）

生年月日 昭和25年10月14日（満72歳）

住 所 東京都世田谷区

②保持者の特徴

同人は、主役を支える重要な役を数多く演じ、殊に近年においては主要な老け役を多く務めるなど、舞台上で存在感を示しており、斯界において重要な位置を占めている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は昭和25年、二世中村歌昇^{かしょう}の長男として東京都に生まれ、同30年、歌舞伎座にて四世中村米吉^{よねきち}を名乗って初舞台を踏んだ。以後も研鑽に励み、歌舞伎俳優の伝統的技法を高度に体現し、昭和49年には重要無形文化財「歌舞伎」（総合認定）保持者の認定を受け、同56年には、曾祖父の芸名であった中村歌六を襲名し、現在に至っている。

同人は、主役を支える重要な役を数多く演じており、殊に近年においては、「ひらかな盛衰記」の権四郎^{せいすいき こんしろう}や「義経千本桜」の弥左衛門^{よしつねせんぼんざくら やざえもん}といった主要な老け役を多く務め、舞台上において模範的なわざを体現している。役を深く掘り下げ、多彩な役に演技力を発揮する同人は、舞台上で存在感を示しており、斯界からの信頼も厚い。さらに、上演が途絶えた演目の復活にも精力的に参加しており、平成26年、国立劇場において「伊賀越道中双六・岡崎」^{いがえどうちゆうすごろく おかざき}で山田幸兵衛^{やまだこうべえ}を務める等、長らく上演をみなかった演目の復活にも貢献している。

このような同人に対しては、これまでに第65回芸術選奨文部科学大臣賞、第72回日本芸術院賞、紫綬褒章等が贈られている。

また、公益社団法人日本俳優協会や一般社団法人伝統歌舞伎保存会の監事を歴任するなど斯界の要職を務め、歌舞伎の振興にも貢献し、長年にわたる豊富な舞台経験を生かして後進の指導にも尽力している。

以上のように、同人は、歌舞伎脇役の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

昭和30年 歌舞伎座「夏祭浪花鑑」^{なつまつりなにかがみ}の倅市松役^{せがれいちまつ}ほかで、四世中村米吉^{よねきち}を名乗り初舞台
同 44年 国立劇場賞奨励賞（以後、同56年受賞）
同 49年 重要無形文化財「歌舞伎」（総合認定）保持者（現在に至る）
同 56年 歌舞伎座「一條大蔵譚」^{いちじょうおおくらものがたり}の一條大蔵卿役で五世中村歌六を襲名
同 60年 社団法人日本俳優協会幹事（平成7年まで）
平成 7年 社団法人日本俳優協会評議員（同23年まで）

- 同 8年 眞山青果賞奨励賞
- 同 19年 国立劇場優秀賞（以後、同22年、同26年受賞）
- 同 22年 第31回松尾芸能賞優秀賞
- 同 24年 公益社団法人日本俳優協会監事（現在に至る）
- 同 25年 一般社団法人伝統歌舞伎保存会監事（現在に至る）
- 同 27年 第22回読売演劇大賞優秀男優賞
- 同 年 平成26年度（第65回）芸術選奨文部科学大臣賞
- 同 28年 第72回日本芸術院賞
- 同 30年 紫綬褒章

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

はねだ きゅうたろう 羽田 久太郎（芸名 六世 いちかわ たんのすけ 市川 団之助）（昭和35年4月19日指定・認定～同38年9月27日指定・認定解除）

なかむら ゆきお 中村 幸雄（芸名 二世 なかむら またごろう 中村 又五郎）（平成9年6月6日指定・認定～同21年2月21日認定解除）

やまなか むねお 山中 宗雄（芸名 さわむら たのすけ 澤村 田之助）（平成14年7月8日認定～令和4年6月23日認定解除）

かたおか よしひと 片岡 彦人（芸名 かたおか ひでたろう 片岡 秀太郎）（令和元年10月25日認定～同3年5月23日認定解除）

（現保持者）

こうの ひとし 河野 均（芸名 なかむら とうぞう 中村 東蔵）（平成28年9月30日認定）

5 ^{りゅうきゅう こてんおんがく} 琉球古典音楽 ^{おおわん きよゆき} 大湾 清之

「^{りゅうきゅうこてんおんがく}琉球古典音楽」は、平成12年6月6日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として^{なかむらいちお}中村一雄氏が認定されている。現保持者に加えて、大湾氏を保持者として「追加認定」するものである。



^{おおわん きよゆき}
(大湾 清之 氏)



(演奏中の大湾氏)

(1) ^{りゅうきゅうこてんおんがく}重要無形文化財「琉球古典音楽」について

琉球古典音楽は、かつて琉球の士族たちが中心となって継承し磨き上げ、現在に伝承されている伝統音楽である。^{さんしん}三線と密接にかかわって発展し、後には箏や笛、胡弓、太鼓なども伴奏楽器に加えて展開した。特に三線は、弾きながら歌うもので「^{うたさんしん}歌三線」とも呼ばれ、琉球古典音楽の中心となっている。

琉球古典音楽は、独立した音楽として演奏されるほか、^{くみおどり}組踊や琉球舞踊にも欠くことができないもので、歴史上、芸術上価値が高く、また地方的特色も顕著で、特に重要なものである。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 ^{おおわん きよゆき} 大湾 清之

生年月日 昭和21年11月19日 (満76歳)

住 所 沖縄県那覇市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な琉球古典音楽の技法を高度に体現し、積極的な舞台活動を展開して卓越した技量を示している。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和21年に沖縄県中頭郡読谷村なかがみぐんよみたんそんに生まれ、野村流三線演奏家の父のむらさんしんのもと幼い頃から伝統音楽に親しみ育ち、同35年、琉球古典音楽野村流うたさんしんの歌三線を学び始めた。昭和41年に琉球古典音楽安富祖流あふその歌三線を宮里春行みやざとはるゆきに師事した後は、安富祖流演奏家として研鑽に励み、同43年に初舞台を務め、同54年に教師免許、同62年に師範免許を取得した。平成11年には琉球古典音楽安富祖流の伝統的技法を高度に体現しているとして、沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽安富祖流」保持者に認定された。また昭和49年には大湾清之琉球古典音楽安富祖流研究所を開設し、後継者の育成も開始した。

奥行きのある伸びやかな歌声と、細部まで行き届いた確かな三線演奏技法によって、琉球古典音楽各曲を品位をもって表現する同人の演奏は高く評価されており、国立劇場おきなわ主催公演をはじめとする多くの舞台に出演している。また同人は、琉球古典音楽の理論的研究にも取り組み、研究成果に基づき、安富祖流で伝承が途絶えた「仲節」なかぶし「長チャンナ節」ながぶし等の復曲も行っている。

このように優れた演奏活動を展開する一方、平成18年から沖縄県立芸術大学助教教授、同22年からは教授に就任し、自身の弟子ばかりでなく広く後進の指導にあたり、斯界の振興発展に貢献している。

以上のように、同人は、琉球古典音楽の技法を正しく体得し、かつ、これに精通するとともに、その技法を高度に体現している。

④保持者の略歴

- 昭和35年 父・大湾清之助おおわんせいのすけに師事し、琉球古典音楽野村流のむらを学び始める
- 同 41年 琉球古典音楽安富祖流あふその歌三線を宮里春行みやざとはるゆきに、笛を大浜長栄おおはまちょうえいに師事
- 同 43年 宮里春行琉球古典音楽研究所第10回鑑賞会にて初舞台
- 同 46年 琉球新報社主催琉球古典芸能コンクール最高賞（笛部門）
- 同 47年 笛の教師免許取得
- 同 49年 大湾清之琉球古典音楽安富祖流研究所開設
- 同 51年 琉球新報社主催琉球古典芸能コンクール優秀賞（三線部門）
- 同 54年 三線の教師免許取得
- 同 56年 笛の師範免許取得
- 同 61年 重要無形文化財「組踊」（総合認定）保持者（現在に至る）

- 同 62年 三線の師範免許取得
- 平成 8年 沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」保持者（同21年まで）
- 同 11年 沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統音楽安富祖流」保持者（現在に至る）
- 同 14年 『琉球古典音楽の表層—様式と理論—』刊行（大湾清之著、株式会社アドバイザー、平成14年11月3日）
- 同 18年 沖縄県立芸術大学音楽学部琉球芸能専攻助教授（同22年まで）
- 同 21年 重要無形文化財「琉球舞踊」（総合認定）保持者（現在に至る）
- 同 22年 沖縄県立芸術大学音楽学部琉球芸能専攻教授（同24年まで）
- 同 28年 「仲節」を復曲なかぶし
- 同 29年 平成29年度沖縄県文化功労者表彰
- 同 年 「長チャンナ節」を復曲ながぶし

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

しまぶくろ まさお
島袋 正雄（平成12年6月6日指定・認定～同30年4月24日認定解除）

てるきな ちょういち
照喜名 朝一（平成12年6月6日指定・認定～令和4年9月10日認定解除）

（現保持者）

なかむら いちお
中村 一雄（令和元年10月25日認定）

(工芸技術の部)

1 ^{もくこうげい}木工芸 ^{みやもと}宮本 ^{ていじ}貞治

「^{もくこうげい}木工芸」は、昭和59年4月9日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として^{かわぎたりのう}川北良造氏、^{なかがわきよつぐ}中川清司氏、^{むらやまあきら}村山明氏、^{すだけんじ}須田賢司氏が認定されている。現保持者に加えて、宮本氏を保持者として「追加認定」するものである。



^{みやもと} ^{ていじ}
(宮本 貞治 氏)



(制作中の宮本氏)

(1) 重要無形文化財「^{もくこうげい}木工芸」について

豊富な樹種に恵まれた我が国の木工は、原始時代には始まり、用具の普及や技術の流入などによって発展し、その後、我が国特有の素材を生かした展開を見せ、明治時代以後は木工芸の各技術分野に名匠が現れた。

木工芸の技法には^{さしもの}指物・^{くりもの}刳物・^{ほりもの}彫物・^{ひきもの}挽物・^{まげもの}曲物等があり、その分野ごとに異なった素材を用いるなど、それぞれが技術上の特色を有している。木工芸の制作は、素材の特色を生かし、狂いが生じないようにするため長期にわたる入念な工程を要するもので、芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ^{みやもと}宮本 ^{ていじ}貞治

生年月日 昭和28年10月17日(満69歳)

住 所 滋賀県大津市

②保持者の特徴

同人は、伝統的な木工芸のうち^{くりもの}割物と^{さしもの}指物の技法を高度に体得している。同人が制作する、曲面を生かした形体に、稜線で装飾を施し、^{ふきうるし}拭漆で仕上げた作品は、日本伝統工芸展等で受賞を重ね、高い評価を得ている。中でも、同人が机や棚等の家具を積極的に制作していることは特筆すべき点である。また、同人は、後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和28年に京都府京都市で生まれた。家具職人の父・^{みやもととうじ}宮本藤治の下で木材や木工用具に囲まれて育ち、昭和50年から、木工芸作家の^{くろだけんきち}黒田乾吉に師事して、^{くりもの}割物、^{さしもの}指物等の伝統的な木工芸の技法を学んだ。独立後は、公募展への出品を重ねながら技法・表現を研究してさらに研鑽を積み、木工芸の技法を高度に体得した。

木工芸は、木材を用いて造形する多様な技法の総称である。同人はそのうち、^{くりもの}割物の技法による作品で受賞を重ねている。また、^{さしもの}指物と^{くりもの}割物の技法を併用した幅広い作品においても高い評価を得ており、箱等の器にとどまらず、机や棚等といった家具を制作する技術を高度に体得していることは、同人の技術において特筆すべき点である。

同人が用いるのは、主に^{けやき}樺や^{とち}栃である。同人の制作は、^{くりもの}割物や^{さしもの}指物の技法によって曲面を生かした器や家具を形作り、その表面に、水面の波紋や波跡等に着想を得た曲線を自作の^{かんな}鉋で施し、^{ふきうるし}拭漆を繰り返して仕上げるものである。同人は、これらの制作を、各工程で現れる材の個性を見極めながら柔軟に進め、素材の特徴と自身の表現を生かし合う造形を生み出す。伸びやかな形体に空間の広がりを感じさせる加飾を施した作品は、おおらかで洗練されたものとして長らく高い評価を得ている。

同人は、日本伝統工芸展等を中心に作品を発表しており、平成7年、第42回展で日本工芸会奨励賞、同15年の第50回展で第50回展記念賞（優秀賞）、同22年の第57回展で日本工芸会奨励賞、同24年の第59回展で日本工芸会保持者賞（優秀賞）を受賞した。その間、平成16年に滋賀県指定無形文化財「木工芸」保持者に認定され、同25年には紫綬褒章を受章した。

また、同人は、平成25年から京都美術工芸大学工芸学部伝統工芸学科（現 芸術学部デザイン・工芸学科）教授として指導を行うとともに、日本伝統工芸展の鑑査委員等を務めるなど、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、木工芸の技法を高度に正しく体得しており、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

- 昭和50年 くろ だけんきち 黒田乾吉に師事（同59年まで）
同 59年 第31回日本伝統工芸展初入選
同 62年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
平成 7年 第42回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞 作品「とちうるしぬりりゅうもん ぶづくえ 栃漆塗流文文机」
同 15年 第50回日本伝統工芸展第50回展記念賞（優秀賞） 作品「とちふきうるし はもんばん 栃拭漆波紋盤」
同 16年 滋賀県指定無形文化財「木工芸」保持者（現在に至る）
同 20年 第55回日本伝統工芸展鑑査委員（以後審査委員含め7回）
同 22年 第57回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞 作品「とちふきうるしりゅうもんかざりばこ 栃拭漆流紋飾箱」
同 24年 公益社団法人日本工芸会監事（同28年まで）
同 年 第59回日本伝統工芸展日本工芸会保持者賞（優秀賞） 作品「じんだいけきふるしりゅうもんもりき 神代櫨拭漆流紋盛器」
同 年 平成24年度滋賀県文化賞
同 25年 京都美術工芸大学工芸学部伝統工芸学科教授
同 年 紫綬褒章
同 30年 京都美術工芸大学工芸学部美術工芸学科（現 芸術学部デザイン・工芸学科）特任教授（現在に至る）

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

ひみ よそじ 氷見 與三治（雅号 ひみ こうどう 氷見 晃堂）（昭和45年4月25日指定・認定～同50年2月28日認定解除）

くろだ たつあき 黒田 辰秋（昭和45年4月25日指定・認定～同57年6月4日指定・認定解除）

かたおか せきお 片岡 誠喜男（雅号 おおの しょうわさい 大野 昭和齋）（昭和59年4月9日指定・認定～平成8年8月30日認定解除）

なかだい しんざぶろう 中臺 眞三郎（雅号 なかだい ずいしん 中臺 瑞真）（昭和59年4月9日指定・認定～平成14年4月23日認定解除）

おおさか ひろみち 大坂 弘道（平成9年6月6日認定～令和2年9月25日認定解除）

はいそと たつお 灰外 達夫（平成24年10月4日認定～同27年3月14日認定解除）

(現保持者)

かわぎた りょうぞう 川北 良造（平成6年6月27日認定）

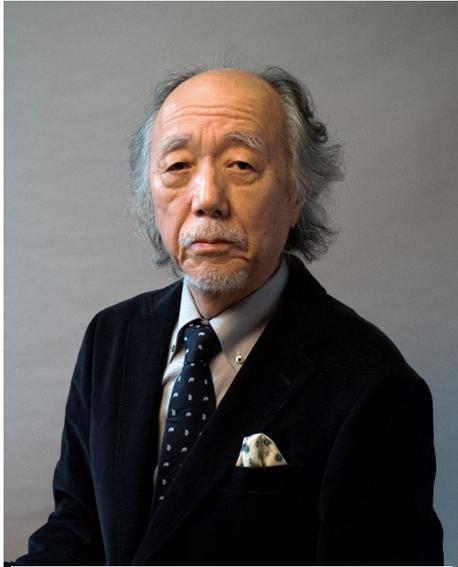
なかがわ きよつぐ 中川 清司（平成13年7月12日認定）

むらやま あきら 村山 明（平成15年7月10日認定）

すだ けんじ 須田 賢司（平成26年10月23日認定）

2 ちくこうげい 竹工芸 ふじつか ひろし 藤塚 洋史 (雅号 ふじつか しょうせい 藤塚 松星)

「^{ちくこうげい}竹工芸」は、昭和57年4月20日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として^{ふじぬまのぼる}藤沼昇氏が認定されている。現保持者に加えて、藤塚氏を保持者として「追加認定」するものである。



ふじつか ひろし
(藤塚 洋史 氏)



(制作中の藤塚氏)

(1) 重要無形文化財^{ちくこうげい}「竹工芸」について

我が国の竹工技術は、素材の種類に恵まれ、簡素な美しさと強靱で弾力性に富む材質の特色を発揮して発展してきた。その技法の種類は数多く、^{へんそもの}編組物・^{まるたけもの}丸竹物・^{まるたけ}丸竹組物等に分類される。

竹工芸は、奈良時代における唐の技法の導入、中世における茶の湯の流行等にもなって展開し、近代には高い作家性を持つ作品が制作されるようになったもので、芸術上特に価値が高く、工芸史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

①保持者

氏 名 ふじつか ひろし 藤塚 洋史 (雅号 ふじつか しょうせい 藤塚 松星)

生年月日 昭和24年5月22日 (満74歳)

住 所 神奈川県中郡

②保持者の特徴

同人は、伝統的な竹工芸ちくこうげいの技法を高度に体得している。異なる色に染め分けた竹ひごを効果的に用い、明快な組みもしくは編みによって斬新な造形の作品を制作して、日本伝統工芸展等で受賞を重ねるなど、高く評価されている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③保持者の概要

同人は、昭和24年に北海道雨竜郡深川町（現 北海道深川市）で生まれ、会社勤務を経て、竹工芸作家の馬場助治ばばすけじ（雅号 馬場松堂ばばしょうどう）に師事して基本的な竹工芸の技法を学んだ。その後も、制作を重ねながら技法・表現を研究して研鑽を積み、竹工芸の技法を高度に体得した。

竹工芸には幅広い技法があり、とりわけ、竹ひごを用いる編組へんそ技法は多種にわたる。同人はそのうち、ひごを並べ繫いで各部分を作り、それらを組み合わせる組みの技法や、網代編みあじろあなどの編みの技法を得意とし、器物を形作ることに重きを置いた明快な編組へんそを行う。

また、同人の制作の特徴は、ひごの色彩に大きな役割を与えている点にある。例えば、組みの技法では、異なる色面しきめんを持つ三角形のひごを並べて組むことで、作品の形を際立たせ、編みの技法では、対比的な色のひごを取り合わせて編むことで、ひごの線や編みの装飾的效果を高める。このように、異なる色に染め分けたひごを効果的に用いることで、ひごが生み出す面と線で構成された動きのある作品を作り出す。天体や自然等を主題とした、現代的で斬新な造形の作品は、竹工芸に新たな可能性を示したとして高く評価されている。

同人は、日本伝統工芸展等を中心に作品を発表しており、平成5年、第40回展で東京都知事賞（優秀賞）、同21年の第56回展で日本工芸会奨励賞、同23年の第58回展で東京都知事賞（優秀賞）を受賞した。その後、平成24年には紫綬褒章を受章し、令和元年には第39回伝統文化ポौर賞優秀賞を受賞した。また同人は、日本伝統工芸展の鑑査委員等を務めるなど、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、竹工芸の技法を高度に正しく体得しており、かつこれに精通している。

④保持者の略歴

- 昭和47年 馬場松堂ばばしょうどうに師事（同50年まで）
- 平成3年 第38回日本伝統工芸展初入選
- 同5年 第40回日本伝統工芸展東京都知事賞（優秀賞） 作品「網代編盛籃あじろあみもりかご「夕波ゆうなみ」
- 同 年 社団法人日本工芸会（現 公益社団法人日本工芸会）正会員（現在に至る）
- 同21年 第56回日本伝統工芸展日本工芸会奨励賞 作品「彩変化花籃さいへんげはなかご「天の河あまがわ」
- 同22年 第57回日本伝統工芸展鑑査委員（以後審査委員含め4回）
- 同23年 第58回日本伝統工芸展東京都知事賞（優秀賞） 作品「緋襷ひだすきもん文花籃はなかご「縄文じょうもん」
- 同24年 紫綬褒章
- 令和元年 第39回伝統文化ポ一ラ賞優秀賞

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

飯塚成年いづか しげとし（雅号 飯塚小玗齋いづか しょうかんさい）（昭和57年4月20日指定・認定～平成16年9月4日認定解除）

前田房次まえだ ふさじ（雅号 二代前田竹房齋まえだ ちくぼうさい）（平成7年5月31日認定～同15年3月12日認定解除）

早川修平はやかわ しゅうへい（雅号 五世早川尚古齋はやかわ しょうこさい）（平成15年7月10日認定～同23年12月7日認定解除）

勝城一二かつしろ いちじ（雅号 勝城蒼鳳かつしろ そうほう）（平成17年8月30日認定～令和5年1月28日認定解除）

(現保持者)

藤沼昇ふじぬま のぼる（平成24年10月4日認定）

〔3. 重要無形文化財の指定及び保持者の団体の構成員の認定（総合認定）〕

1 ^{にほんぶよう}日本舞踊 ^{にほんぶようほぞんかいかいいん}日本舞踊保存会会員 56名

（1）重要無形文化財の指定について

①名称

^{にほんぶよう}
日本舞踊

②重要無形文化財の概要

^{にほんぶよう}日本舞踊は、主に江戸・東京の歌舞伎において初演された^{かぶきぶよう}歌舞伎舞踊や、京阪において主に^{ざしきまい}座敷舞として発展した^{きょうまい}京舞及び^{かみがたまい}上方舞から構成された、我が国の伝統的な舞踊である。演目としては18世紀以降につくられた歌舞伎舞踊が多くの割合を占めるが、劇場振付師や舞踊師匠たちを中心に伝承されてきた点、また^{いしやうつけ}衣裳付の上演のみならず、本衣裳を排し、より踊り手の技芸に表現の重点をおいた、素踊りも重要な上演形態となっている点など、歌舞伎を離れた独自の歴史や芸術上の表現を有している。

上演にあたっては、^{たちかた}立方とともに、^{ながうた}長唄、^{ときわづぶし}常磐津節、^{きよもとぶし}清元節、^{ぎだゆうぶし}義太夫節、^{じうた}地歌など演奏を受け持つ^{じかた}地方も不可欠な構成要素となっており、^{ごしゅうぎもの}御祝儀物と呼ばれる素踊りの演目群に代表されるように、演奏用に開曲された曲に振付を加えた演目も、主要な伝承曲となっている。

歴史的には、例えば江戸時代初期の女歌舞伎のように、我が国には女性芸能者による舞踊の系譜があったが、日本舞踊においても、歌舞伎の舞踊（所作事）、あるいは京阪の舞を歌舞伎役者や劇場振付師等から習得し、一般の子女に伝承する役割を果たした舞踊師匠には、女性が多く活躍した。そして劇場振付師、所作事に秀でた歌舞伎役者、大名家等へ出入りして歌舞伎や舞踊を見せた女性たちである御狂言師を母胎とし、西川流、藤間流、坂東流、花柳流、若柳流等の流派も誕生するようになった。京阪では井上流、山村流、吉村流等が生まれている。明治以降になると、家元・宗家や舞踊師匠のなかからは、教授活動のみならず舞踊家として劇場の舞台に立つ人々も現れ、日本舞踊はより芸術的に洗練されて現在に至る。

以上のように、日本舞踊は、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の団体の構成員の認定について

今回認定する56名は、日本舞踊の技法を高度に体现し、重要無形文化財「日本舞踊」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「日本舞踊」の保持者の団体の構成員（日本舞踊保存会会員）として認定するものである。



(歌舞伎舞踊 (素踊り) ときわずぶし かげきよ 常磐津節「景清」)



(京舞 きょうまい ぎだゆうぶし おぐりきよくばものがたり 義太夫節「小栗曲馬物語」)

〔4. 重要無形文化財の保持者の団体の構成員の追加認定（総合認定）〕

1 人形浄瑠璃文楽（人形浄瑠璃文楽座座員）

「人形浄瑠璃文楽」は、昭和30年5月12日に重要無形文化財に指定され、その保持者として人形浄瑠璃文楽座座員が総合的に認定され、現在61名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする1名は、人形浄瑠璃文楽の技法を高度に体現し、重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者の団体の構成員（人形浄瑠璃文楽座座員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

| | | | |
|--------|-----|-------|--------|
| 第1次認定 | 99名 | 昭和30年 | 5月12日 |
| 第2次認定 | 12名 | 昭和62年 | 4月20日 |
| 第3次認定 | 4名 | 平成5年 | 4月15日 |
| 第4次認定 | 18名 | 平成11年 | 6月21日 |
| 第5次認定 | 7名 | 平成16年 | 9月2日 |
| 第6次認定 | 3名 | 平成19年 | 9月6日 |
| 第7次認定 | 6名 | 平成22年 | 9月6日 |
| 第8次認定 | 4名 | 平成26年 | 10月23日 |
| 第9次認定 | 7名 | 平成29年 | 10月2日 |
| 第10次認定 | 5名 | 令和2年 | 10月9日 |
| 現保持者数 | 61名 | | |

②今回追加認定後の保持者数

62名（延べ166名）

2 のうがく 能楽（いっばんしゃだんほうじんにほんのうがくかいかいいん 一般社団法人日本能楽会会員）

のうがく「能楽」は、昭和32年12月4日に重要無形文化財に指定され、その保持者として
いっばんしゃだんほうじんにほんのうがくかいかいいん一般社団法人日本能楽会会員が総合的に認定され、現在523名の保持者がいる。これ
らの保持者に加えて、42名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものであ
る。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする42名は、能楽の技法を高度に体現し、重要無形文化財「能
楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「能楽」の保持者の団
体の構成員（一般社団法人日本能楽会会員）として追加認定するものである。

(2) 備考

①追加認定の経過

| | | |
|--------|------|-------------|
| 第1次認定 | 40名 | 昭和32年12月4日 |
| 第2次認定 | 100名 | 昭和40年4月20日 |
| 第3次認定 | 37名 | 昭和42年5月30日 |
| 第4次認定 | 45名 | 昭和47年5月16日 |
| 第5次認定 | 116名 | 昭和50年5月28日 |
| 第6次認定 | 64名 | 昭和53年5月31日 |
| 第7次認定 | 61名 | 昭和57年5月27日 |
| 第8次認定 | 64名 | 昭和61年4月28日 |
| 第9次認定 | 70名 | 平成3年11月1日 |
| 第10次認定 | 57名 | 平成10年6月8日 |
| 第11次認定 | 72名 | 平成13年7月12日 |
| 第12次認定 | 67名 | 平成16年9月2日 |
| 第13次認定 | 29名 | 平成19年9月6日 |
| 第14次認定 | 33名 | 平成23年9月5日 |
| 第15次認定 | 62名 | 平成26年10月23日 |
| 第16次認定 | 45名 | 平成29年10月2日 |
| 第17次認定 | 51名 | 令和2年10月9日 |
| 現保持者数 | 523名 | |

②今回追加認定後の保持者数

565名（延べ1055名）

3 歌舞伎（一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員）

「歌舞伎」は、昭和40年4月20日に重要無形文化財に指定され、その保持者として一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員が総合的に認定され、現在191名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、32名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定について

今回認定しようとする32名は、歌舞伎の技法を高度に体現し、重要無形文化財「歌舞伎」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「歌舞伎」の保持者の団体の構成員（一般社団法人伝統歌舞伎保存会会員）として追加認定するものである。

(2) 備考

①追加認定の経過

| | | | |
|--------|------|-------|-------|
| 第1次認定 | 90名 | 昭和40年 | 4月20日 |
| 第2次認定 | 57名 | 昭和47年 | 5月28日 |
| 第3次認定 | 19名 | 昭和49年 | 4月26日 |
| 第4次認定 | 53名 | 昭和51年 | 4月25日 |
| 第5次認定 | 31名 | 昭和54年 | 4月23日 |
| 第6次認定 | 9名 | 昭和56年 | 3月27日 |
| 第7次認定 | 7名 | 昭和58年 | 5月10日 |
| 第8次認定 | 12名 | 平成2年 | 4月18日 |
| 第9次認定 | 16名 | 平成9年 | 6月6日 |
| 第10次認定 | 24名 | 平成13年 | 7月12日 |
| 第11次認定 | 31名 | 平成17年 | 8月30日 |
| 第12次認定 | 36名 | 平成21年 | 9月2日 |
| 第13次認定 | 26名 | 平成24年 | 10月4日 |
| 第14次認定 | 9名 | 平成27年 | 10月1日 |
| 第15次認定 | 26名 | 平成30年 | 9月25日 |
| 現保持者数 | 191名 | | |

②今回追加認定後の保持者数

223名（延べ478名）

4 ^{いちゅうぶし}一中節（^{いちゅうぶしほぞんかい}一中節保存会会員）

^{いちゅうぶし}「一中節」は、平成5年4月15日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{いちゅうぶしほぞんかい かいいん}一中節保存会会員が総合的に認定され、現在9名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、2名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする2名は、一中節の技法を高度に体现し、重要無形文化財「一中節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「一中節」の保持者の団体の構成員（一中節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

| | | |
|---------|-----|--------------------|
| 第 1 次認定 | 9 名 | 平成 5 年 4 月 1 5 日 |
| 第 2 次認定 | 6 名 | 平成 1 1 年 6 月 2 1 日 |
| 第 3 次認定 | 2 名 | 平成 1 4 年 7 月 8 日 |
| 第 4 次認定 | 1 名 | 平成 2 4 年 1 0 月 4 日 |
| 第 5 次認定 | 1 名 | 令和 3 年 1 0 月 2 8 日 |
| 現保持者数 | 9 名 | |

②今回追加認定後の保持者数

1 1 名（延べ 2 1 名）

5 ^{きよもとぶし}清元節（^{きよもとぶしほぞんかいかいいん}清元節保存会会員）

^{きよもとぶし}「清元節」は、平成26年10月23日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{きよもとぶしほぞんかいかいいん}清元節保存会会員が総合的に認定され、現在19名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、3名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする3名は、清元節の技法を高度に体現し、重要無形文化財「清元節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「清元節」の保持者の団体の構成員（清元節保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

| | | |
|-------|-----|-------------|
| 第1次認定 | 20名 | 平成26年10月23日 |
| 第2次認定 | 3名 | 平成29年10月2日 |
| 第3次認定 | 1名 | 令和2年10月9日 |
| 現保持者数 | 19名 | |

②今回追加認定後の保持者数

22名（延べ27名）

6 ^{ながうた}長唄（^{でんとうながうたほぞんかい}伝統長唄保存会会員）

^{ながうた}「長唄」は、平成29年10月2日に重要無形文化財に指定され、その保持者として^{でんとうながうたほぞんかい}伝統長唄保存会会員が総合的に認定され、現在89名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、36名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする36名は、長唄の技法を高度に体現し、重要無形文化財「長唄」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「長唄」の保持者の団体の構成員（伝統長唄保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

| | | | |
|-------|-----|----------|----|
| 第1次認定 | 68名 | 平成29年10月 | 2日 |
| 第2次認定 | 31名 | 令和2年10月 | 9日 |
| 現保持者数 | 89名 | | |

②今回追加認定後の保持者数

125名（延べ135名）